

## 指定管理者制度 Q & A

### Q 指定管理者制度とは何？

- A 指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とするものです。この制度が導入されたことによって、これまで公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にお願いすることが可能となりました。

### Q 「公の施設」とはどんな施設？

- A 公の施設とは、法律上「住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するため」に、地方公共団体が設ける施設とされています。  
主な施設としては、公民館、運動公園、福祉センターなど市民の皆さんの身近な施設や四季文化館や小川文化センター、国保中央病院などといった大規模な施設などがあります。

### Q 指定管理者はどうやって決めるの？

- A 指定管理者の選定は、行政内部の選定委員会で、応募団体から提出された書類等の審査を行い、指定管理者の候補者の選定を行います。その後、議会で指定管理者の指定に関する議決を行い、正式に指定管理者が決まります。

### Q これまでどおり施設を平等に利用できるの？

- A 施設の管理運営にあたっては、住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が地方自治法により、直接義務付けられています。  
また、条例によりまして、指定管理者は毎年市長に対し、事業報告書を提出することとなっており管理運営状況を適切に把握することで、市民利用施設としてふさわしい管理となるよう点検・評価を行っていきます。

### Q 市直営と比べて、市民サービスの低下が懸念されないので？

- A 指定管理者は条例により事業計画書の作成が義務付けられており、その内容を設置管理条例に照らし合わせて審査いたします。また、指定管理者に対する監督として、市長または委員会は、業務又は経理の状況報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示することができます。  
指示に従わない場合や、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。  
このような対応を用意しながら、適切な管理を常に監督していきます。

### Q 民間事業者が公の施設を使って、営利活動を行っていいの？

- A 指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用することによって、効率的な施設管理を行い、より高いサービスをより適正なコストで提供しようとするものです。  
こうしたことが実現されるのであれば、指定管理者が当該施設の管理を通じて適正な利益をあげることも認められています。

**Q 指定管理者になると料金は高くなるの？**

- A 施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるもので、指定管理者のみの判断で自由に定めることはできません。  
また、施設の利用料については、施設を利用する方々に適正な費用の負担をお願いするもので、指定管理者制度とは直接関係ありません。

**Q 個人情報の保護はどうなっているの？**

- A 小美玉市では、「小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」において、指定管理者に対し個人情報の取扱いについて条例上の義務を課すとともに、指定管理者と市の間で結ぶ協定の中でも、個人情報の適切な取扱いの遵守を明記するようになっております。